

様式第 1（第 4 条関係）

自動販売機の設置に係る町有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約が町と同じ賃借人との間で締結される場合を除く。）

記

1 入 札 日 令和 8 年 9 月 18 日

2 貸付物件名

物件 番号	財産名称	設置場所	設置 台数	貸付 面積	貸付期間
1	役場本庁舎	本庁舎 1 階ロビー	1 台	1.7㎡	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで